

**「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画改定（案）」に意見を提出
～地震保険の割引制度周知を提案～**

日本損害保険協会近畿支部委員会（委員長：岡田 英明・損害保険ジャパン株式会社 常務執行役員）では、堺市が 2026 年 9 月 29 日に公表した「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画改定（案）」に関するパブリックコメントに対し、10 月 19 日に意見を提出しました。

当支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の防災・減災に資する取組を推進していきます。

【パブリックコメントの概要】

平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災を踏まえ制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、本市では平成 19 年(2007 年)に「堺市耐震改修促進計画」を策定し、平成 28 年(2016 年)には「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」へ改定した。以来、令和 8 年(2026 年)までの 20 年間にわたり、本市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建物の倒壊等に伴う人的被害及び経済被害の軽減に取り組んできた。

これまでの計画に基づく耐震化の取組の実情や本市の地域特性、令和 7 年(2025 年)改正の国土交通省の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえ、「堺市住宅・建築物耐震改修促進計画」を改定し、更なる建築物の耐震化を促進するための基本方針、新たな目標設定や実施計画を定める。

【意見内容の概要】**＜4-1-1. 木造戸建住宅【具体的な取組】(P.8～9) について＞**

本計画の基本方針と目的について賛同します。その上で、上記該当箇所に関連する事項として、以下の点を本計画に盛り込んでいただくことを提案します。

●「地震保険」の割引制度の周知について

政府と民間保険会社が共同で運営し公共性が高く被災後の生活の安定に資する「地震保険」には、以下のとおり建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。この割引制度を周知することで、耐震診断・耐震改修の促進につながるものと考えます。

＜地震保険の割引制度＞財務省「地震保険制度の概要」抜粋

https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm

割引制度	割引の説明	保険料の割引率
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%
耐震等級割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級 3：50% 耐震等級 2：30% 耐震等級 1：10%
耐震診断割引	対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（昭和 56 年 6 月 1 日施行）における耐震基準を満たす場合	10%
建築年割引	対象物件が、昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物である場合	10%

なお、地震保険の各割引制度は重複して適用できません。

＜参考＞日本損害保険協会「地震保険特設サイト」：<https://www.jishin-hoken.jp/>